

▶政令指定都市移行に関するQ&A

Q 小学校や中学校の通学区域は、行政区の区域に合わせて変更になるのでしょうか。また、学校の名称は、区立〇〇小学校(中学校)となるのでしょうか。

【問い合わせ先】学事課
☎829・1647
(4月1日以降も同じ番号です)

A 小・中学校の「通学区域」は、行政区の区域と異なりますので変更はありません。また、学校の名称は従来どおり市立 小学校(中学校)で変更ありません。



Q 県議会議員や市議会議員の選挙は、どのように変わるのですか。

【問い合わせ先】選挙課
☎829・1773
☎829・1994
(4月1日以降も同じ番号です)

A 現在、県議会議員や市議会議員の選挙は、全市を一つの選挙区として選出されていますが、政令指定都市になると、行政区ごとに議員の定数を定めて行われるようになります。なお、各選挙区ごとの選挙すべき議員の数は次のとおりです。

区名	埼玉県議会議員 定数(選挙区)	さいたま市議会議員 定数(選挙区)
西区	1人(南第3区)	5人(西区)
北区	2人(南第4区)	8人(北区)
大宮区	1人(南第5区)	7人(大宮区)
見沼区	2人(南第6区)	9人(見沼区)
中央区	1人(南第7区)	5人(中央区)
桜区	1人(南第8区)	6人(桜区)
浦和区	2人(南第9区)	8人(浦和区)
南区	2人(南第10区)	10人(南区)
緑区	1人(南第11区)	6人(緑区)



Q 税務署や県税事務所の管轄はどうなりますか。

【問い合わせ先】税制課
☎ 829・1160
(4月1日以降も同じ番号です)

A さいたま市内にある税務署や県税事務所の担当区域は、政令指定都市移行に伴って行政区が設置されることにより、次のようになります。

名称	担当区域
浦和税務署 浦和県税事務所	中央区、桜区、浦和区、南区、緑区
大宮税務署 大宮県税事務所	西区、北区、大宮区、見沼区



Q さいたま地方法務局や大宮支局の不動産登記の管轄はどうなりますか。また、商業・法人登記はどうなりますか。

【問い合わせ先】さいたま地方法務局
不動産登記部門、法人登記部門
☎ 863 - 2214

A さいたま地方法務局や大宮支局で取り扱っている不動産登記の担当区域は、政令指定都市移行に伴って行政区が設置されることにより、次のようになります。また、さいたま市内の商業・法人登記はこれまでどおり、さいたま地方法務局で取り扱います。

●不動産登記の担当区域

名称	担当区域
さいたま地方法務局	中央区、桜区、浦和区、南区、緑区
大宮支局	西区、北区、大宮区、見沼区

